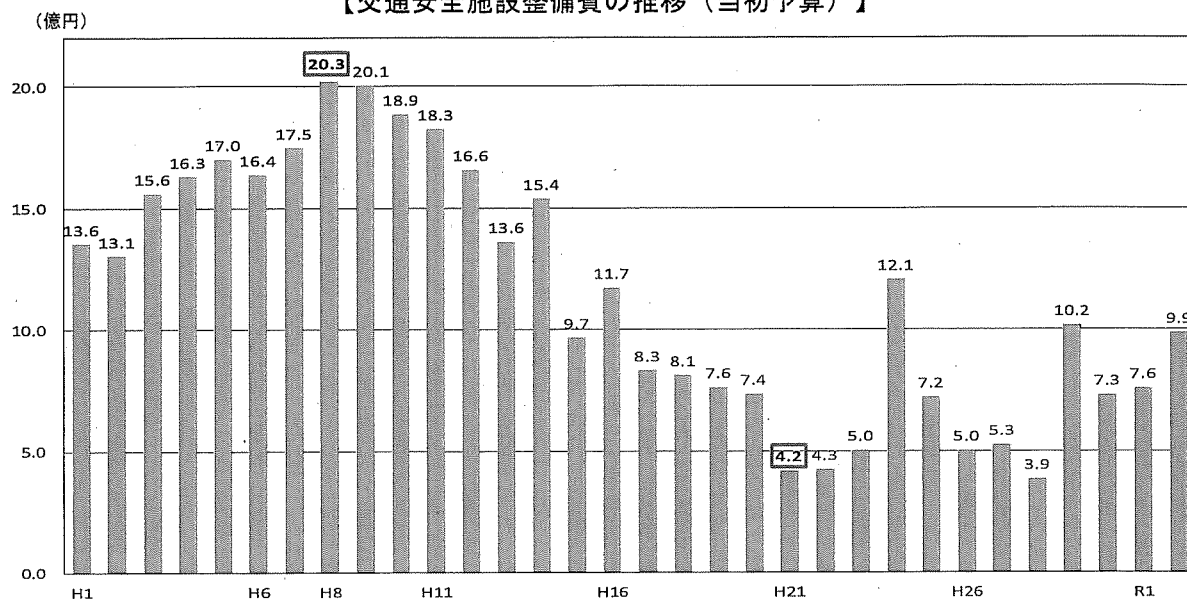


施設の老朽化対策①（交通安全施設）

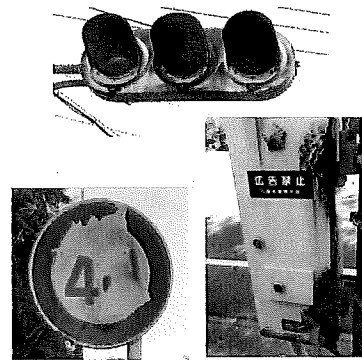
【交通安全施設整備費の推移（当初予算）】



津市(国道23号)



四日市市(市道)



津市(市道)

紀宝町(国道42号)

○平成中期以降の予算の大幅減少により、既設の信号機や標識標示の更新が滞り、次表のとおり、全体に著しく老朽化が進んでいます（※数値は令和2年3月末現在）。

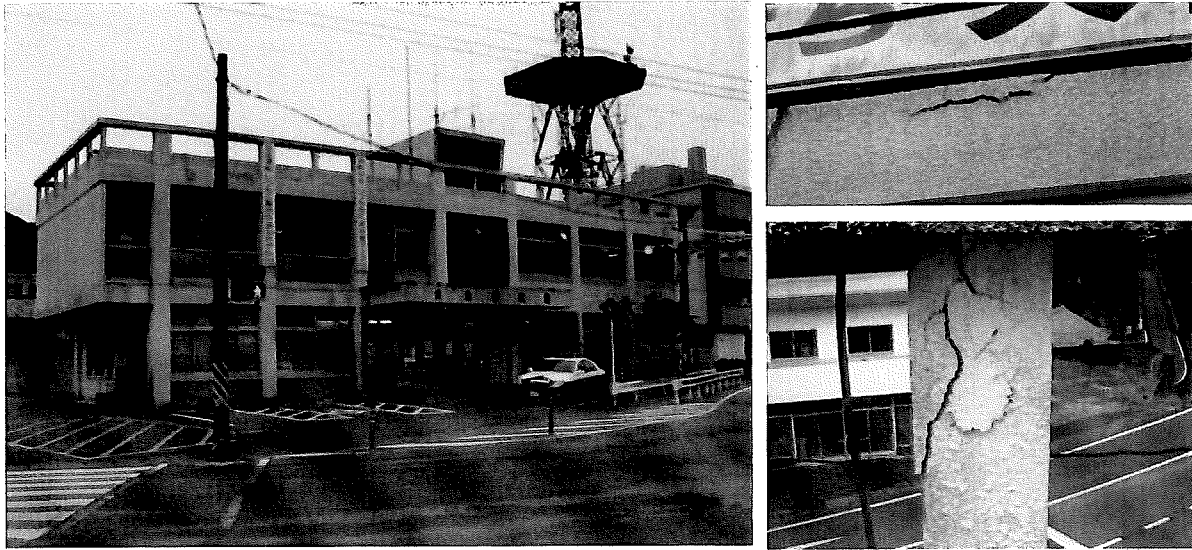
	既存整備数	更新基準	更新基準超過数	割合	備考
信号制御機	3, 213基	19年	838基	26%	信号表示の切替装置
横断歩道	17, 690本	8年	7, 274本	41%	
道路標識	107, 423本	30年	40, 315本	38%	路側式のみ計上

○老朽化が進むと、信号機の誤作動や停止、道路標示の視認性低下、標識柱や信号柱の倒壊等や、それに伴う事故の発生が懸念されます。既存施設の更新は急務です。ただし、これまで延長に次ぐ延長を重ねてきたため、更新を要するストック数は膨大で、相当な予算額が必要になると見込まれます。

○更新整備が優先されるため、信号機等の新設は、道路の新設・延長等の例外事由がある場合を除いて、見送らざるを得ない状況にあります。

○現状に適合しない規制の見直しや予算の効率的執行、ランニングコストの縮減も推進します。

施設の老朽化対策②（警察署）

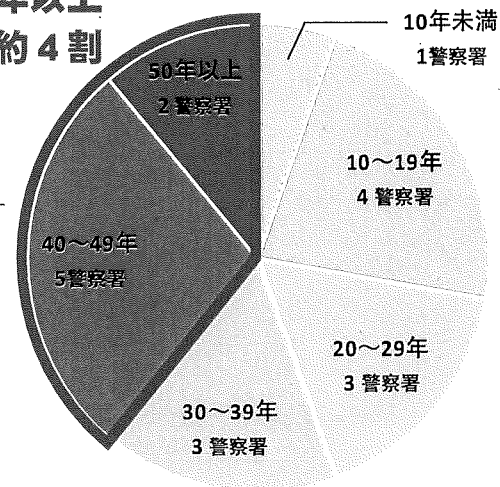


○県内の18警察署の中で一番古い大台署を、令和2年度から6年度までの5か年度の計画で、建て替えを行う予定です（本年度は土地利用、建築計画等の基礎調査に851万円）。

【経年40年以上の警察署（R2.4.1現）】

	建築年度	経年
大台警察署	S40 1965	55
尾鷲警察署	S44 1969	51
桑名警察署	S47 1972	48
伊賀警察署	S49 1974	46
熊野警察署	S50 1975	45
紀宝警察署	S51 1976	44
伊勢警察署	S55 1980	40

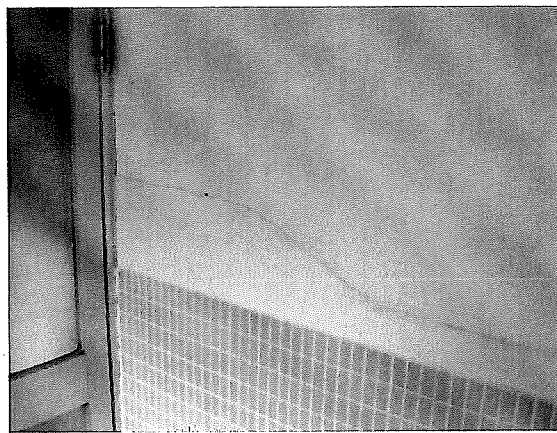
40年以上
が約4割



○大台警察署のほかにも、経年40年以上の警察署は7署あります。問題は老朽化による構造・機能の不具合（例えば空調）だけではありません。古い設計思想に起因して、例えば来訪者の駐車スペースが足りない、高齢者や障害者が急な階段の上り下りを強いられる、トイレのバリアフリー化が措置できない、来訪者のプライバシーを保つ相談スペースが確保しづらいなどの、修繕やリフォームだけでは対応困難な問題が多数生じています。このため、計画的な建替えが必要です。

○施設の点検や予防保全を行うなど、施設の長寿命化にも併せて取り組みます。

施設の老朽化対策③（交番・駐在所）



○県内に199の交番・駐在所がありますが、過去5年で建替えは3か所しか行われていません。令和元年度末現在、約4割が耐用年数を超過し、老朽化が著しくなっています。古い施設では次のとおり、設計の古さと老朽化に起因する不具合が、来訪住民と勤務員家族の双方に生じています。

機能面の不具合	構造面の不具合
<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者用の駐車場所が確保できない ・相談室がなく、プライバシーが保てない ・来訪者用のトイレがない ・車いす利用者等が利用しにくい ・襲撃に対するセキュリティが脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や庇が破損している ・外壁の剥離や基礎の亀裂がある ・湿気で床の腐食や土壁の脱落がある ・水回りが狭隘でカビもひどい

○このため、令和2年度予算では、9か所の建替えが容認されました。駐在所の建替えにはおおむね2,600万円、交番の建替えには5,500万円が必要です。今後も年平均4か所の施設が新たに耐用年数を超過します。計画的な建替え・リフォームが必要です。

	耐用年数を超過する交番・駐在所の数				
	令和2年度末	5年度末	10年度末	15年度末	20年度末
一切建替えはしない	(73)	86	104	125	152
毎年度4か所建替え		74	72	73	80
毎年度8か所建替え		62	40	21	8

○襲撃事案対策としての防犯カメラは、本年度中に全箇所を整備が完了する予定です。

制度の見直し

1 運転免許の更新手続の特例延長（本部長通達）

備考	
更新手続中	令和2年〇月〇日まで運転及び更新可能
受付	令和2年〇月〇日
更新手続中	令和2年〇月〇日まで運転及び更新可能
継続受付	令和2年〇月〇日
	〇〇〇公安委員会

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます（記入は自由です）。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
【心臓・肝臓・腎臓（じん）臓・脾臓（ずい）臓・小腸・膵臓】

〔特記欄〕 《自筆署名》
《署名年月日》 年 月 日

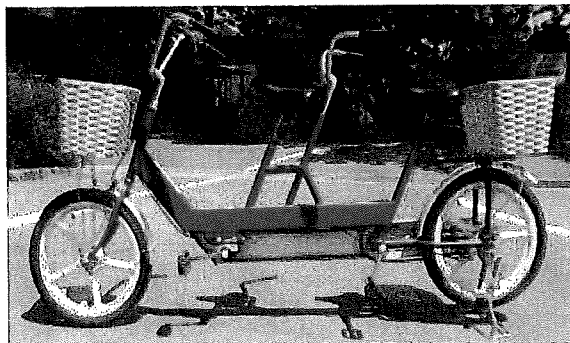
- 新型コロナウイルス感染症対策の一環です。
- 郵送による申出により運転・更新可能な期間を3か月延長します。期日を記したシールを運転免許証の裏面に貼り付けて使用します。
- 通達の効果の延長を何度か行い、現在は元々の有効期間（又は特例延長後の同期間）の末日が9月30日までの者が対象とされています。

2 テイクアウト販売やテラス営業等の弾力運用（本部長通達）



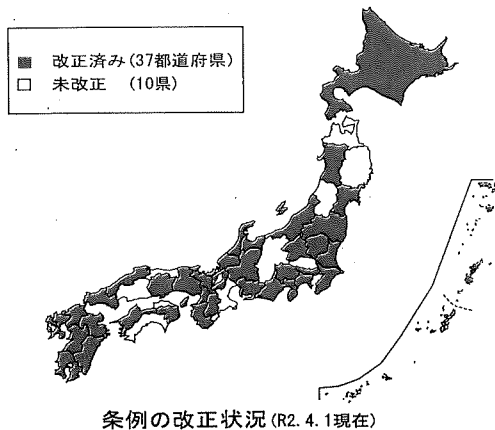
- 新型コロナウイルス感染症対策の一環です。
- 「新しい生活様式」の定着に伴い、飲食店でのテイクアウト販売やテラス営業の需要が高まる見込みです。
- 市町と地域住民・事業者が協力して行う公益性の高いこのような事業は、道路占用許可に際し弾力的な判断を行うこととされたことと合わせ、道路使用許可でも同様の対応をするものです。

3 タンデム自転車の利用拡大（県公安委員会規則（県道路交通法施行細則））



- 本県では、自転車専用道路以外では、タンデム自転車による2人乗りが禁じられています。
- しかし、観光・自転車ツーリングの振興、視覚障害者の行動範囲の拡大、サイクリスポートの普及等のため、多くの県で容認されました。
- 当県でも、細則を改正するとともに、事業者等と連携して、安全運転と法令遵守のための広報啓発を実施する考えです。

4 学校や企業等での盗撮の禁止（迷惑防止条例）



- 小型で高性能のデジカメやスマホの普及により、全国的に学校や企業等で盗撮の被害が多発しており、被害者の姿態がインターネット上に流されることもあります。
- ところが、現行条例では禁止されていない行為であるため、被害申告があっても条例違反では検挙できません。
- 条例改正を行い規制を強化した都道府県が多数に上ることから、本県でも先行県に倣った条例改正案を検討中です。

